

屋外広告物の表示には許可が必要です！

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供する役割や、まちの活気やにぎわいを演出してくれます。しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、まちの景観を損ねかねません。また、管理がおろそかになると、広告物の落下や倒壊による事故など人々に危害を及ぼす恐れもあります。

まちの景観を保つとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に表示していただくようご協力をお願いします。

広告物にはさまざまな種類があります

屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」を指します。屋上広告、野立広告、壁面広告やアドバルーンなどさまざまな種類の広告物があります。

広告物には許可が必要です

広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から表示場所や大きさなどを規制しています。広告物を屋外に表示するときは、事前に町の許可が必要となります。

広告物には許可期間があります

広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要となります。

広告物にはルールがあります

広告物を表示していけない地域（禁止地域）や、表示してはいけない物件（禁止物件）があります。また、表示してもよい地域（許可地域）についても、表示できる大きさが決まっていますので、詳しくは都市整備課までご相談ください。



【問合せ先】 都市整備課 ☎029-240-7116（直通）

中学校3年生のお子様がいっしょる保護者様へ

陸上自衛隊 高等工科学校生徒募集

受付時期	推薦採用：平成29年11月1日(水)～12月1日(金) 一般採用：平成29年11月1日(水)～平成30年1月9日(火)
応募資格	中卒(見込含)で平成30年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子(平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者) ※日本国籍を有すること
試験	推薦採用：平成30年1月6日(土)～8日(月)の指定する1日 一般採用：第1次 平成30年1月20日(土) 第2次 平成30年2月1日(木)～4日(日)の指定する1日
着校時期	平成30年4月上旬
手当	100,000円 期末手当2回(平成29年2月1日現在) ※法律の改正により改定される場合があります。
教育	高等学校の普通科と同等の教育を受け、併せて各種技術の専門教育防衛基礎学等を学びます。(全寮制) (提携する通信制高等学校に入学します)
資格	3年間の教育終了時には、高等学校卒業資格を取得できます。
学校所在地	神奈川県横須賀市御幸浜2-1
【問合せ先】	茨城町町民協働課 ☎029-291-8802（直通） 自衛隊茨城地方協力本部 水戸募集案内所 ☎029-226-9294 URL http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ E-mail hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp



反射材 身につけ光らせ 事故減らせ

秋の全国交通安全運動

期間：9月21日(木)～30日(土)

確認しよう！ 運動の重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

秋の全国交通安全運動は、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、「人に優しい・歩行者に優しい“いばらき”」の実現を目指すとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的として運動が展開されます。

【問合せ先】 町民協働課 ☎029-291-8802（直通）

茨城町国民健康保険加入の方へ 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になってしまったときは、自己負担限度額（下表）を超えた分が高額療養費として支給されます。

○自己負担限度額（月額） 【70歳未満の方】

所得者	所得(※1)区分	年3回目まで		4回目以降 (※3)
		901万円超	252,600円 + 医療費(※2)が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
上位	901万円超	252,600円 + 医療費(※2)が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + 医療費(※2)が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 + 医療費(※2)が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方】

所得区分	自己負担割合	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)
		57,600円	80,100円 + 医療費(※2)が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (4回目以降(※3) 44,400円)	
現役並み 所得者	3割	57,600円	80,100円 + 医療費(※2)が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (4回目以降(※3) 44,400円)	80,100円 + 医療費(※2)が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (4回目以降(※3) 44,400円)
一般	2割	昭和19年4月1日以前生まれの人は1割	14,000円 (8月～翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 (4回目以降(※3) 44,400円)
		住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ			8,000円	15,000円
低所得者Ⅰ			8,000円	15,000円

窓口での支払いを限度額までにするには、「限度額適用認定証(※4)」が必要な方がいます！

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ・Ⅱ)の方

〈申請に必要なもの〉

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・来庁される方の身分証明書(運転免許証等)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分)
- ・世帯主からの委任状(別世帯の方が来庁される場合)
- ※70歳以上75歳未満の方で住民税課税世帯の方は、高齢受給者証(水色のカード)を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。
- ※国民健康保険税に滞納がある方は交付できません。



- (※1) 所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。
- (※2) 保険診療の対象となる医療費の総額のことです。
- (※3) 過去12か月以内に同一世帯で病院等への支払額が自己負担限度額に達した月が4回以上あった場合の限度額です。
- (※4) 住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)と成分・効果が同等と認められた薬のことです。医療費にも家計にもやさしい：特許期間終了後の新薬をもとに作られ、開発コストが少ない分、新薬よりも低価格になっています。安全性が保証されています：ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。厚生労働省の認可のもとで、製造・販売されています。

ジェネリック医薬品を利用するときは

医師や薬剤師に相談し、十分な説明を受けてから利用してください。飲みなれた新薬をジェネリック医薬品に変更するのが不安なときは、「お試し」の処方で見様を見ることもできます。※ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113（直通）